

平成 20 年第 8 回美郷町議会定例会

議事日程（第 2 号）

平成 20 年 12 月 18 日（木曜日）午前 10 時開議

議案上程（説明）

- 第 1 議案第 77 号 工事請負契約の締結について
- 第 2 議案第 78 号 市町の境界変更について
- 第 3 議案第 79 号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 80 号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正について
- 第 5 議案第 81 号 美郷町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 82 号 美郷町営住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第 83 号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正について
- 第 8 議案第 84 号 美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 85 号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 86 号 平成 20 年度美郷町一般会計補正予算第 6 号
- 第 11 議案第 87 号 平成 20 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号
- 第 12 議案第 88 号 平成 20 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 13 議案第 89 号 平成 20 年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第 3 号
- 第 14 議案第 90 号 平成 20 年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第 4 号
- 第 15 議案第 91 号 平成 20 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	鈴木 一 君	2番	福田 守 君
3番	杉澤 隆一 君	4番	熊谷 隆一 君
5番	鈴木 良勝 君	6番	中村 利昭 君
7番	中村 美智男 君	9番	武藤 威 君
10番	戸沢 藤一 君	11番	森元 淑雄 君
12番	熊谷 良夫 君	13番	齊藤 新一郎 君
14番	澁谷 俊二 君	15番	泉 繁夫 君
16番	吉野 久 君	17番	深沢 義一 君
18番	高橋 正治 君	19番	戸澤 勉 君
20番	飛澤 龍右工門 君	21番	高橋 猛 君
22番	伊藤 福章 君		

欠席議員（1名）

8番 深澤 均 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松田 知己 君	副 町 長	佐々木 敬治 君
収 入 役	坂本 昇一 君	総 務 課 長	深澤 廣 君
企画財政課長	小原 正彦 君	税 務 課 長	藤原 茂夫 君
住民生活課長	高橋 潔 君	総合サービス課長	草薙 正子 君
福祉保健課長	辻 一志 君	農 政 課 長	照井 智則 君
商工観光交流課長	小林 宏和 君	建 設 課 長	鈴木 隆 君
出 納 室 長	深澤 章一 君	農業委員会会長	渡 邊 調 君
農業委員会 庶務班 長	高橋 浩之 君	教 育 委 員 長	佐藤 孝 君
教 育 長	後松 順之助 君	学 務 課 長	高橋 薫 君
社会教育課長	泉谷 隆雄 君	幼 児 教 育 課 長	澁谷 陽嗣 君
代表監査委員	久米 力 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	深澤 克太郎	庶 務 班 長	鈴木 邦子
主 査	武田 浩之	兼 議 事 班 長	

開議の宣告

議長（伊藤福章君） おはようございます。

本日、8番深澤 均議員から欠席願が出ております。

それでは、定刻並びに出席議員が定足数に達していますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

議案第77号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第1、議案第77号 工事請負契約の締結についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第77号についてご説明いたします。

美郷町防災行政無線施設整備工事について、指名競争入札の結果、3億345万円で秋田市山王三丁目1番7号、日本無線株式会社秋田営業所に落札となりました。よって、契約に当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

資料集の2ページをお願いいたします。

この入札は、12月3日に執行しました。その結果ですが、一番下の表にそれぞれの業者の入札額などを示してございます。通常の入札であれば、予定価格を超えないで価格の一番低い業者が落札となりますが、この入札におきましては一番価格の低い業者が失格となり、2番目の業者が落札となりました。

その理由をご説明いたします。町の入札に関する定めで、美郷町低入札価格調査取扱要項というのがございます。この要項は、入札の結果入札額が低い場合、疎漏工事、いわゆる手抜きとか手落ちということになりますが、その工事を防止する意味合いから、契約の内容に適合した工事等の履行がなされるかどうかの調査手続を定めたものでございます。これは設計額が3,000万円

を超える入札に適用されます。入札に当たっては、落札価格の下限である調査基準価格を定め、それを下回る最低価格入札者があった場合は、落札の決定を留保し、調査の上決定することになります。

資料をごらんいただきますが、今回の調査基準価格は、資料の真ん中ほどにあります「業者選定経緯」という欄の上から五つ目に調査基準価格 2 億 5,955 万 1,600 円とありますが、この金額となります。その下にあります 2 億 4,719 万 2,000 円はこの額から消費税分を除いた金額となります。入札額は消費税抜きの金額となりますので、こちらの税抜きの金額でご説明いたします。今回の入札におきましては、一番低い入札額は、下の表にありますように 2 億 3,000 万円でしたが、今ご説明した落札価格の下限であります調査基準価格、税抜きの分ですが、2 億 4,719 万 2,000 円を下回ることになりましたので、取扱要項に基づいて調査した結果、失格ということになりました。よって、予定価格の範囲内で失格者の次に低い入札価格でありました日本無線株式会社秋田営業所を落札者と決定いたしました。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第 77 号の説明が終わりました。

議案第 78 号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第 2、議案第 78 号 市町の境界変更についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第 78 号についてご説明いたします。

六郷西部地区における県営圃場整備事業の結果、従来の地形が変更されたために境界が不明確となり、整理後の区画に合わせて変更する必要があるため、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

資料集の 4 ページをお願いいたします。

4 ページの下の方に拡大図を示してございますが、赤く塗ってある部分が編入となったところでございます。今回の移動によりまして、大仙市より 1,418.09 平方メートル編入となっております。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第 78 号の説明が終わりました。

議案第79号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第3、議案第79号 美郷町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

総務課長（深澤 廣君） 議案第79号についてご説明いたします。

現在、指定管理者を選定する場合、公募の結果申請がない場合や申請があっても事業計画書等の内容が指定の要件に合致しない場合には、町が出資している法人等を指定管理者の候補者として選定することができるとなっております。今回の改正では、町が出資している法人等が施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができると思われるときは、公募によらず指定管理者の候補者として選定することができるものとなります。

現在町では17施設を11の団体に指定管理者として管理をお願いしておりますが、内容を見ますと、各施設の開設当初から施設を運営するために設立されたものがほとんどであり、各団体ともこれまでの実績によって施設管理のノウハウを十分に生かして経営できると判断された団体であると考えてございます。

なお、町との協定内容につきましては、協定締結時に必要に応じて見直しを行うこととし、各団体の経営状況などを総合的に判断した結果、公募にした方が有効であると判断した場合は、公募を実施することになります。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第79号の説明が終わりました。

議案第80号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第4、議案第80号 美郷町認可地縁団体印鑑条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。総合サービス課長。

総合サービス課長（草薙正子君） 議案第80号についてご説明いたします。

地方自治法の改正に伴い改正するものですが、資料集の9ページによりご説明いたします。

第1条ですが、「地縁による団体」を「認可地縁団体」に、それから第2条の3号から5号までは民法の規定を準用していたものを、民法の規定が廃止され、地方自治法に規定されたものです。4条は認可地縁団体の事務所の所在地を「主たる事務所の所在地」に、それから、9条は、次のページお願いいたします。9条も民法の規定が準用されていたものを、民法の規定が廃止され、地方自治法に規定されたものです。それから、11条の2号ですが、これも「主たる事務所の所在地」に改正するものです。

なお、この条例は公布の日から施行するものです。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第80号の説明が終わりました。

議案第81号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第5、議案第81号 美郷町国民健康保険条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 議案第81号についてご説明いたします。

健康保険法施行令の一部改正により、出産育児一時金については現在の35万円に3万円を限度として加算し、葬祭費については7万円を5万円とするものでございます。

新旧対照表によりご説明いたしますので、議案資料集の11ページをごらん願います。

条例第4条、出産育児一時金についてでございますが、平成21年1月1日から産科医療補償制度が施行されます。この制度は分娩に関連して発症した重度脳性麻痺児に対する補償機能と、脳性麻痺の原因分析、再発防止の機能とをあわせ持つ制度として創設されたものですが、この補償制度の保険料が3万円と見込まれておりますので、その分被保険者の負担がふえる見込みでございます。新たな負担が生じないように、産科医療補償制度の保険料相当分を出産育児一時金に上乘せするものでございます。また、ただし書きに規定した出産費の支給対象となる日数について削除しておりますが、他の法令等に出産育児一時金の支給基準があり、町の条例に規定する必要がないため、その部分を削除するものでございます。

次に、第5条の葬祭費についてですが、平成18年10月の健康保険法施行令改正により社会保険

では5万円に改正されておりますが、町ではそれまで10万円だったこともあり、暫定的に7万円としてきたところでございます。ことし4月から施行された後期高齢者医療制度においても社会保険と同様5万円とされましたので、今回の条例改正により国保においても平成21年1月1日から社会保険や後期高齢者医療制度と同額の5万円とするものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第81号の説明が終わりました。

議案第82号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第6、議案第82号 美郷町営住宅条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） それでは、議案第82号についてご説明いたします。

美郷町の町営住宅入居者及び周辺住民の生活の安全を確保するため、町営住宅から暴力団員を排除するための規定を整備いたしたく提案するものでございます。

改正の主な概要につきましては、議案資料集でご説明いたします。資料集の13ページをお願いいたします。

第6条の入居者の資格関係でございますが、町営住宅の入居者資格に第5号といたしまして、その者及び現に同居し、または同居しようとする親族が暴力団員でないことの規定を追加するものでございます。

次に、12条の同居の承認要件についてですが、2項といたしまして、入居者が同居をさせようとする者が暴力団員であるときは承認してはならないとの規定を追加するものでございます。

次に、13条の入居承継の承認要件についてですが、これは入居者の死亡時等に入居者と同居していた者が引き続き入居を希望する場合の承認についてです。第2項に引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは承認してはならないとの規定を追加するものでございます。

次に、14ページですが、36条町営住宅の明け渡し請求事由に関するもので、明け渡し請求をできる場合に、第5号といたしまして、入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときの規定を追加するものです。

以上が主な改正であります。また、この条例は公布の日から施行するものでございます。

なお、このような状況の発生に対処または防止するためには、警察からの情報の提供などが不可欠でありまして、その情報の取り扱い、さらには必要に応じた警察官の立ち会い等を定めた協定書を大仙警察署長と取り交わし、対応する予定でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第82号の説明が終わりました。

議案第83号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第7、議案第83号 美郷町簡易水道給水条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第83号についてご説明いたします。

羽貫谷地地区及び畑屋地区簡易水道事業の統合、給水区域拡張による給水開始のため、所要の規定を改正いたしたくご提案するものでございます。

26ページ、別紙をお願いいたします。

改正の内容でございますが、美郷町簡易水道給水条例第5条第2項表中の地区名の羽貫谷地地区を、統合により次の表のとおり削除し、改めるものでございます。

次に、27ページの第5条第5項については、加入の徴収に関する条項ですが、この加入金は配水管工事と給水管工事を同時に施工した場合に徴収することを趣旨とするものであるため、5項中の「配水管工事施工年度中の加入者」を「配水管工事と同時に給水工事を実施した加入者」と改め、整理するものでございます。

次に、同5条に6項を加えるものですが、これは畑屋地区の新規加入者の加入金を12万2,100円として、これに給水管工事の負担額8万3,700円を含むものとし、配水管及び給水管工事を同時に実施した加入者から徴収する内容となっております。

なお、配水管工事完了後の加入者については、配水管工事を加入者が実施することになります。この場合、加入金として加入年度に3万8,400円を徴収するというものでございます。

また、9月1日開催の全員協議会におきまして、給水管工事の概算額を「8万6,000円」と説明いたしましたが、工事費の確定により「8万3,700円」になったものでございます。

次に、別表第1項及び第2項の地区名の欄について、統合に伴いそれぞれ羽貫谷地を削除する

ものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成21年1月1日から施行するものでございます。

大変失礼しました。条例の施行日が「21年11月1日」ということですが、「1月1日」の間違いでございます。訂正よろしく願います。

経過措置といたしまして、改正前の条例に関したのものについては、従前の例とするものです。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（伊藤福章君） これで、議案第83号の説明が終わりました。

議案第84号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第8、議案第84号 美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第84号についてご説明いたします。

提案理由でございますが、日本郵政公社の解散に伴い、美郷町下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正いたしたく提案するものでございます。

別紙30ページをお願いいたします。

改正の内容につきましては、第8条第1項、第2項第1号及び第2号中の「、郵政公社」を削除するものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第84号の説明が終わりました。

議案第85号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第9、議案第85号 美郷町青少年研修施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。社会教育課長。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 議案第85号についてご説明いたします。

美郷町青少年研修施設、いわゆるトレーニングセンターろくごうでございますが、この施設の設置及び管理に関する条例中、第4条の施設概要第13号に「スポーツ振興バス」というふうになつてございまして、このスポーツ振興バスをトレーニングセンターろくごうから総合サービス課に所管がえし、管理運行することに伴いまして、第13号を削除するものでございまして、

なお、この条例は平成21年4月1日より施行するものでございまして、以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第85号の説明が終わりました。

議案第86号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第10、議案第86号 平成20年度美郷町一般会計補正予算第6号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を担当課長から求めます。企画財政課長から順次説明を求めます。

企画財政課長（小原正彦君） それでは、議案第86号 一般会計補正予算第6号についてご説明申し上げます。

今回の補正は1億37万5,000円の追加でございます。

歳入歳出の総額は108億9,380万4,000円とするものでございまして、

39ページの第2表債務負担行為補正をお願いしたいと思っております。

説明の前に訂正をお願いしたいと思っております。

表の右欄でございますが、限度額の単位を取り落としてしまっております。限度額の右横に「(千円)」の記載をお願いしたいと思っております。大変申しわけございませんでした。

それでは、第2表債務負担行為補正をご説明申し上げます。

美郷町中小企業振興資金と美郷町小口零細企業振興資金融資制度の融資に対し、融資の日から2年間の利子補給を実施することで債務負担を設定するものでございまして、

この利子補給については、当初1%の利子補給ということで当初予算に予算計上しておりましたが、景気後退による中小企業支援と雇用環境の悪化の改善ということで、1%をさらにもう

1%のかさ上げし2%の利子補給をするということで、当初の1%分と合わせまして今回債務負担を設定するものでございます。

期間につきましては、平成21年度から平成22年度まで、これは平成22年の3月分の支払いが翌月になるということから、平成22年度までの設定ということでございます。

限度額は、中小企業振興資金が869万7,000円、小口零細企業振興資金が1,635万8,000円でございます。

次に、第3表の地方債補正でございます。

今回の変更は、六郷小学校校舎屋上等改修工事に係る学校教育施設等整備事業債が合併特例債に該当したことによる地方債の限度額を変更するものでございます。

補正前の限度額に、合併特例債で3,320万円を追加し6億5,670万円、学校教育施設整備事業債に2,790万円を減額し、ゼロ円としてございます。それから、あわせまして、県の貸付金690万円を減額し、5,420万円とするものでございます。これによりまして、全体の限度額につきましては160万円の減となるところでございます。

次に、43ページ、歳入から順次説明してまいります。

8款地方特例交付金でございます。3項1目地方税等減収補てん臨時交付金でございますが、これは今年7月の道路特定財源の暫定税率失効期間中における減収分を補てんするために、今年度限りの措置として交付されるものでございます。

1節自動車取得税減収補てん臨時交付金243万5,000円、2節地方道路譲与税減収補てん臨時交付金118万3,000円の補正ということでございます。

次に、9款1項1目1節地方交付税でございます。今回の補正の財源として普通交付税6,583万2,000円を充ててございます。

なお、8款で説明しました地方税等減収補てん臨時交付金が今回創設されたことによりまして、普通交付税の算定における基準財政収入額に算入されることとなっております。それに伴いまして、交付税の再算定が行われてございます。交付税額が改正されまして、決定額がこれまでの53億931万4,000円から53億1,460万2,000円に変更となっております。528万8,000円の増額となっております。これによりまして、補正後の留保額は7億7,141万3,000円、今後の補正財源として留保しまして、財政状況等々を勘案し、財政調整積立基金等々への積み立てを検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

農政課長（照井智則君） 続きまして、11款2項1目1節農業費分担金についてご説明いたしま

す。

ことし創設された事業で農用地利用改善団体が一定の要件に該当する農地の集積に対し、国から補助率2分の1で10アール当たり1万2,000円が交付される事業です。事業要件といたしまして、申請1団体が分担金徴収条例に基づきまして集積面積2.1ヘクタール、10アール当たり分担金6,000円を計上したものでございます。以上です。

住民生活課長（高橋 潔君） 続きまして、12款1項3目1節でございます。斎場使用料の増が見込まれますので、補正をお願いするものでございます。

商工観光交流課長（小林宏和君） 続きまして、5目1節、景気後退により住民生活が圧迫されていること等を踏まえまして、設置条例の規定に基づき、今期使用料を減免するものでございます。以上でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 次のページをお願いいたします。44ページになります。

13款1項1目1節障害者福祉費負担金ですが、補装具や介護給付等の利用者増などにより、自立支援給付費の歳出補正を行っておりますが、それに伴う国庫負担分で国庫負担率は2分の1となっております。

それから、その下、2項1目1節障害者福祉費補助金ですが、地域生活支援事業として町が実施している訪問入浴や移動支援等の事業について補助される国からの補助金でございまして、補助金額の内示がございまして、それに基づき減額するものでございます。

農政課長（照井智則君） 同じく3目1節農業振興費補助金でございますけれども、原油高騰対策として特別枠でことし創設された国庫補助事業で、省エネルギー型の設備、機械の導入に対して助成するもので、総事業費745万円、2団体が導入する水稻直播機と汎用乾燥機の導入経費の2分の1を計上したものでございます。以上です。

住民生活課長（高橋 潔君） 3項2目2節国民年金事務費交付金の交付決定によりまして増額をお願いするものでございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 14款1項1目1節社会福祉費負担金ですが、後期高齢者医療における保険料の軽減に対する県の負担分で、負担金額の確定により補正するものでございます。負担割合は、県の負担割合は4分の3となっております。

それから、2節障害者福祉費負担金ですが、自立支援給付費に対する県負担分で、国の2分の1に対し4分の1となっております。

それから、2項2目1節の障害者福祉費補助金ですが、地域生活支援事業に対する県の補助金

で、事業実績により交付されており、補助率は4分の1となっております。

農政課長（照井智則君） 同じく4目2節農業振興費補助金でございますけれども、今年度新たに新設されました国庫補助事業で、農業地利用改善団体が一定の要件に該当する農地の集積に対し県経由で助成するもので、申請1団体、集積面積が2.1ヘクタール、総事業費104万円のうち、先ほどご説明いたしました分担金12万6,000円を除いた額を計上したものでございます。以上です。

企画財政課長（小原正彦君） 次に、3項委託金でございます。初めに、1目の総務委託金4節の統計調査費委託金でございますが、こちらは工業統計調査の委託額の確定により追加をお願いするものでございます。

それから、1目の1節、3節、6節、2目1節、2節、3目1節、2節、4目1節、3節、それから5目1節、2節、6目の1節、2節、7目の4節につきましては、権限移譲に伴う推進交付金の額が決定したことによる追加と、新たに節を設けて整理を行ったものでございます。今回の権限移譲につきましては、26事務について権限移譲になってございますので、それらの整理を行ったものでございます。

それから、次の16款1項1目1節一般寄付金でございますが、11万5,000円の追加でございます。ふるさと応援寄附金、9月以降11月まで5件の申し込みがあり、ふるさと美郷子ども育成基金に積み立てるべく補正をするものでございます。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 7目教育費委託金でございます。1節埋蔵文化財発掘調査費委託金765万円の減額でございます。こちらは本堂城回地区県営圃場整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査現場終了に伴いまして減額するものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 19款5項5目雑入でございます。再資源収益還元金、資源ごみの還元金に増加が見込まれるために補正をお願いするものでございます。

企画財政課長（小原正彦君） その下の日本宝くじ協会各種施設補助金でございますが、これは後三年スキー場簡易リフト設置工事に対する補助金でございます。

次の雑入でございますが、県道角六線歩道新設工事に伴う光ファイバーの共架電柱移設による県からの補償費でございます。

20款1項6目1節教育施設整備事業債は、先ほどの地方債補正で説明しましたとおり、教育施設整備事業債160万円が減額となっておりますので、こちらは合併特例債が該当したことによる補正でございます。以上でございます。

総務課長（深澤 廣君） 続きまして、48ページお願いいたします。

歳出をご説明いたします。

2款1項1目の一般管理費でございますが、これは権限移譲に伴う交付金の額が確定しましたので、財源の組み替えをするものでございます。

総合サービス課長（草薙正子君） 5目財産管理費11節修繕料ですが、これは公用車の修繕料の不足が見込まれますので、19万8,000円の補正をお願いいたします。

15節の一般塗装工事費ですが、これは千畑庁舎の車庫の屋根塗装工事の請負差額を減額するものです。

企画財政課長（小原正彦君） 6目企画費でございますが、こちらは権限移譲による財源の振り替え、組み替えを行ったものでございます。

7目電子計算費でございます。11節需用費はパソコンプリンターの修繕と関連消耗品、住基システム等のバックアップテープ等々に不足が生じてございますので、追加をお願いするものでございます。

14節使用料及び賃借料でございますが、こちらはL G 1 関連機器の更新によるリース代の追加をお願いするものでございます。

それから、15節工事請負費でございますが、こちらは県道角六線歩道設置工事、それと千畑一丈木公園大坂間の電柱移設による光ケーブル共架電柱の移設18本に伴うケーブルのつけかえ工事として116万3,000円の追加をお願いするものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 8目交通安全対策費でございます。1節報酬でございますが、交通安全対策協議会の開催が交通死亡事故多発によりまして緊急会議が開催されたことによりまして今後の開催の報酬でございます。

18節はカーブミラーの購入3基分でございます。

9目防犯対策費でございますが、11節需用費、防犯灯、街路灯の電気料の価格上昇によるものでございまして、電力会社の燃料費調整制度によりまして増額によるものと、ことし東北電力からの基礎灯18基、それからまちづくり交付金事業で37基の新設を行っております。向こう4カ月間の電気料の合計でございます。

19節は電気料の値上げによりまして、防犯灯の補助金の増額でございます。税務課長（藤原茂夫君） 2項1目の税務総務費です。3節の職員手当等のうち時間外勤務手当と特殊勤務手当を補正しております。これは申告相談時と徴収時に係る経費を計上したものであります。

19節の負担金補助及び交付金では、個人住民税を公的年金から特別徴収する際の年金情報経由機関であります地方税電子化協議会に対する運営費の負担金であります。

2目賦課徴収費13節委託料は、公的年金から特別徴収に係る申告システムの改修と、地方税電子化協議会からの受信用システムの改修費です。

住民生活課長（高橋 潔君） 3項1目戸籍住民基本台帳費でございますが、国民年金事務費の委託金の増額と権限移譲の交付金の移動によりまして財源に組み替えが生ずるものでございます。財源補正でございます。

企画財政課長（小原正彦君） 5項2目指定統計費でございますが、こちらは工業統計調査の県の委託金が確定したことによる追加補正でございます。

福祉保健課長（辻 一志君） 続いて、3款1項1目の8節でございますが、多子世帯支援として今年度中学校を卒業する生徒への記念品でございます。

19節福祉センター建設費補助金ですが、千畑福祉センターに係る建設費償還金ですが、県補助金の見直しが行われ、減額となった22万3,000円について社会福祉協議会に補助するものでございます。

次の2目障害者福祉費ですが、13節委託料と次のページの23節扶助費については、それぞれの事業の利用者増により不足が見込まれるため補正するものでございます。

また、23節の償還金ですが、19年度国庫負担金補助金について精算するものでございます。

次に、3目高齢者福祉費ですが、敬老会及び金婚を祝う会の事業終了に伴い不用となった食料費を減額するものでございます。

4目医療給付費ですが、保険基盤安定負担金、いわゆる保険料の減額分ですが、これが確定したことにより4分の3の県補助金に対し4分の1町負担分を加算して後期高齢者医療特別会計に繰り出すものでございます。

次の2項1目児童福祉費ですが、合併直後の平成17年度に作成した5年を1期とする次世代育成支援行動計画が来年度21年度見直し時期となりますので、児童を対象としたアンケート調査を今年度中に行う必要があるため、その事務費について補正をお願いするものでございます。

次の3目ひとり親家庭の関係ですが、対象者の増により補正をお願いするものでございます。幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 次の4目は保育園の運営に係る経費の補正になります。

4節の社会保険料は7節の賃金と関連しておりますが、初めの一般作業員賃金につきましては、バス添乗員の常務時間の増加に対応したものです。次の臨時保育士賃金につきましては、年度当

初からの園児の増加に合わせて保育士配置の基準を満たすとともに、職員の特別休暇等に伴う欠員補充に要する経費として補正をお願いするものです。

次に、11節の光熱水費はガス料金の不足を補うものです。また、修繕料は六郷保育園の排煙窓と仙南保育園の暖房設備に係るものです。

13節は広域入所の児童の増加に対応する業務委託料になります。

次の14節ですが、千畑保育園の使用料の不足分です。

続いて5目になりますが、児童クラブの運営に係る経費の補正になりますが、4節の社会保険料はめだか児童クラブの指導員の勤務時間がふえたことによって保険の対象となるものです。

また、11節の光熱水費はわくわく児童クラブの電気及びガス料金の補正です。

次のページの修繕料ですが、めだか児童クラブの冷蔵庫の修理に要するものです。

福祉保健課長（辻 一志君） 次の4款1項1目保健衛生総務費ですが、母子保健指導車の修繕に要する費用でございます。

それから、19節大曲仙北広域市町村圏組合の休日救急負担金の減額ですけれども、10月から従来広域で行ってきた休祭日救急医療センターを廃止し、仙北組合総合病院と大曲仙北医師会及び広域市町村圏組合が連携して休日救急医療連携事業を仙北組合病院を拠点として実施しておりますので、休祭日救急医療センターの精算分を減額するものでございます。

それから、2目の予防費ですけれども、集団検診として実施したがん検診などが終了したことにより、実績により減額するものでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 3目環境衛生費でございます。斎場使用料に不足が生ずることが見込まれますので補正をお願いするものでございます。

続きまして、2項1目22節でございます。ごみの有料化に伴いまして、旧ごみ袋の買い取りが終了したことによる精算でございます。

農政課長（照井智則君） 次に、52ページをお願いいたします。

6款1項3目13節でございますけれども、うりこめ美郷応援事業委託料の事業精算によるもので、稲刈り体験参加ツアーと美郷米保証カードの製作を中止したことにより減額するものでございます。

同じく15節は手づくり工房湧子ちゃんの加工施設に設置してあるサイダー製造ラインをこれまでの王冠による栓からスクリュー式の栓に変更するために要する改修工事費でございます。

同じく16節の担い手農地集積高度安定化促進事業費交付金ですが、ことし創設された国庫補助

事業で農用地利用改善団体が一定の要件に該当する農地の利用集積に対して助成するもので、申請1団体が利用集積した面積2.1ヘクタールに助成する金額を計上してございます。

次の担い手集積安定化緊急対策補助金ですが、今年度産地づくり交付金の集積助成に取り組んだ担い手、担い手組織に対し、生産調整の確実な実行と集積維持のため緊急的に支援するもので、支援面積が936.5ヘクタール、支援額は大豆、飼料作物等に10アール当たり2,000円、ソバ10アール当たり1,500円を支援するものです。

次に、省エネルギー型農業機械導入交付金ですが、原油高騰対策として特別枠で創設された国庫補助事業で、省エネルギー型の設備機械の導入に対し助成するもので、総事業費745万円、2団体が導入する水稻直播機と汎用乾燥機の導入経費の2分の1を助成するものでございます。

次に、5目11節及び14節は、農地・水・環境保全向上活動支援事業事務費の補助対応額の精査によるものでございます。

同じく13節、これは羽貫谷地区地形図作製業務の調査面積が当初計画より0.2平方キロメートル増加したことにより補正をお願いするものでございます。

同じく19節新農業水利システム保全対策事業ですが、今年度工事を予定していた千屋地区、金沢東部地区、安城寺地区の工事が完了いたしまして、事業費の精査により減額するものでございます。

建設課長（鈴木 隆君） 同じく5目の建設課関係でございますが、28節農業集落排水特別会計において償還金等の増額補正があり、財源として一般会計からの繰り出し金の増額をお願いするものでございます。

税務課長（藤原茂夫君） 続きまして、6目の国土調査費であります。18年度の国土調査登記完了地区の土地台帳の加帳修正と入力作業のための事務補助員に係る経費の計上と、ことしの1筆調査が終了しましたので、現地調査事務ほか消耗費を減額しております。

農政課長（照井智則君） 続きまして、2項1目林業費でございますけれども、補助金等によりまして財源の組み替えを行うものでございます。以上です。

商工観光交流課長（小林宏和君） 53ページをお願いします。

7款1項1目ですが、これは権限移譲関連で財源の組み替えでございます。

2目19節、これにつきましては経済対策といたしまして、振興資金補助を1%から2%に拡充するものでございます。

3目3節、職員1名に対する手当となっております。

7節につきましては、後三年スキー場、前年度の簡易リフト稼働日実績を踏まえまして不足分を計上をしてございます。

同じく11節、後三年スキー場の危険防止ネット、それから簡易リフトの運行表示板等に万全を期したく計上してございます。

それから、4目11節温泉施設でございます。光熱水費につきましては、保養所閉鎖に伴う減額でございます。

その下の修繕料でございますが、サン・アールの消防設備点検におきまして非常灯設備のバッテリー等を修繕する必要が生じたため、計上してございます。

その下の17節ですが、これは湯とぴあに関してです。温泉法改正に伴いましてメタノールを測定検査をする必要がございます、手数料を計上してございます。

15節工事請負費でございます。建築一式工事につきましては、サン・アールの屋根の補修工事の精算で減額となっております。

電源設備につきましては、サン・アールの源泉の電源制御盤、それからトランス等改修が必要となり、計上してございます。

それから、電話設備でございますが、同じくサン・アールの平成5年に設置している老朽化した電話のシステムを更新したく計上してございます。

それから、一番下ですが、千畑温泉保養所の解体処分に要する経費、工事費を計上してございます。以上でございます。

建設課長（鈴木 隆君） 8款2項1目道路橋梁総務費ですが、これは財源の組み替えでございます。

54ページをお願いいたします。

3項1目河川総務費ですが、7節、14節は実績によります減額でございます。

15節工事費は、赤川の下相野地区におきましてアーム砂工の破損、決壊箇所があり、補修工事の増額補正をお願いするものでございます。

4項1目都市計画総務費は財源の組み替えでございます。

住民生活課長（高橋 潔君） 3目9節でございます。まちづくり交付金事業で防災行政無線移設整備工事に係る工場検査の旅費でございます。

12節、27節はまちづくり交付金事業によります防災指揮台車購入2台の経費に係るものでございます。

建設課長（鈴木 隆君） 5項1目下水道費でございますが、28節の繰り出し金は公共下水道事業特別会計におきまして資本金平準化債の借り入れ増があり、これにより一般会計からの繰り出し金を減額するものでございます。

学務課長（高橋 薫君） 10款2項1目小学校管理費の11節需用費ですが、千屋小学校の校舎ドレーンの修繕と仙南西小学校の体育館の暖房機の修繕に要する経費でございます。

13節の委託料につきましては、千屋小学校の松食い虫防除に要する経費を計上してございます。

3項1目中学校管理費15節の工事請負費ですが、仙南中学校の高圧受変電設備のキュービクルに腐食が見られることから、これを改修したいというものでございます。

それから、特殊建物調査に行いました際に、特学教室の出入り口を防火用に取りかえるという工事でございます。以上でございます。

幼児教育課長（澁谷陽嗣君） 4項1目の7節については臨時教諭となっておりますが、臨時の用務員等の賃金の減額調整でございます。

それと、通園バス関連では、運行路線を若干延長したことに伴って、添乗員の常務時間がふえることに対応した経費を補正をお願いするものです。

社会教育課長（泉谷隆雄君） 5項3目文化財保護費でございますが、9節を除きましてそれぞれ減額になってございます。町内埋蔵文化財発掘調査の現場終了に伴いまして減額補正をお願いするものでございます。減額となった理由でございますが、当初発掘を予定しておりました場所が盛り土で対応するということで発掘の必要がなくなったこと、遺物が予想より少なかったためでございます。

9節の旅費は発掘調査報告書作成のための研修旅費でございます。

56ページをお願いいたします。

4目社会教育施設費でございますが、修繕料は仙南公民館の設備に要するものでございます。

13節委託料は、資料館敷地内にはございます松70本の松食い虫防除にかかわる委託料でございます。以上です。

学務課長（高橋 薫君） 6項3目学校給食費の11節需用費の光熱水費と14節農業集落排水施設使用料ですが、これまでの実績と比較し電気料及び使用料に不足が生じるため、お願いするものでございます。

修繕料につきましては、南学校給食センターの消毒保管庫マイコンパネルの交換と、洗浄機の配管に蒸気に漏れがあるため、これを改修する経費でございます。

消耗品費につきましては、摩耗した金ざるを交換したいというものでございます。

企画財政課長（小原正彦君） 13款2項1目25節積立金でございますが、こちらはふるさと美郷応援寄附金をふるさと美郷子ども育成基金に積み立てるための補正でございます。今回の積み立てによる基金額は105万5,000円となっております。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第86号の説明が終わりました。

これにて10分間休憩します。

（午前10時58分）

議長（伊藤福章君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前11時10分）

議案第87号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第11、議案第87号 平成20年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻一志君） ご説明いたします。

歳出の方からご説明いたしますので、ページの68ページをお願いいたします。

1款1項1目の電算システム保守委託料でございますが、後期高齢者医療制度に新規加入した月について、加入前の医療保険制度との間で高額療養費を調整する必要があるため、システムを改修するものでございます。また、国保の前期高齢者について、特別徴収と普通徴収が同じ月に行われないようシステムを改修するものでございます。

それから、7款1項2目1節ですが、保険財政共同安定化事業拠出金の今年度分の拠出金額の追加負担でございます。

前のページ、67ページで歳入の方をご説明いたします。

3款2項1目は国からの特別調整交付金で、歳出でご説明いたしました電算のシステム改修の

財源となるものでございます。

6款2項2目は県からの特別調整交付金で、保険財政共同安定化事業拠出金の財源となるものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第87号の説明が終わりました。

議案第88号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第12、議案第88号 平成20年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長（鈴木 隆君） 議案第88号 簡易水道事業特別会計についてご説明いたします。

75ページをお願いいたします。

1款1項1目1節ですが、これは畑屋地区の新規加入者負担金でございます。

4款1項1目1節は、9月までの基金利子でございます。

7款3項2目2節雑入ですが、19年度分消費税確定によります還付金でございます。

76ページをお願いいたします。

歳出、1款2項1目11節の需用費ですが、千畑東部地区の減圧弁及び仙南東部地区籠林第2水源の水計、及び仙南中央地区天神堂浄排水場警報設定機の修繕及び交換が必要になり、増額補正をお願いするものでございます。

13節の委託料は千畑中央地区、畑屋地区において配水管からの漏水があるため、漏水箇所特定、確認のため調査委託料の補正をお願いするものでございます。

18節はメーターの購入実績によります減額でございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第88号の説明が終わりました。

議案第89号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第13、議案第89号 平成20年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第

3号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第89号 下水道事業特別会計についてご説明いたします。

81ページをお願いいたします。

地方債の補正でございますが、繰り上げ償還による借換債の元金の確定によりまして償還額が変更になったため、資本費平準化債の限度額を増額するものでございます。

85ページをお願いいたします。

歳出ですが、1款1項1目3節は、住居手当の増額補正でございます。

2款1項1目23節ですが、借換債の償還元金確定による増額補正でございます。

2目23節ですが、償還元金確定によりまして償還利子の増額補正でございます。

84ページですが、歳入でございます。

初めに、7款1項1目3節の資本費平準化債は、繰り上げ償還による借換債元金の確定により償還額が変更になったため、資本費平準化債を増額するものでございます。

これによりまして、4款1項1目1節の一般会計からの繰入金を減額するものでございます。以上でございます。

議長(伊藤福章君) これで、議案第89号の説明が終わりました。

議案第90号の上程、説明

議長(伊藤福章君) 日程第14、議案第90号 平成20年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第4号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

議長(伊藤福章君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。建設課長。

建設課長(鈴木 隆君) 議案第90号 農業集落排水事業特別会計についてご説明いたします。

93ページをお願いいたします。

地方債の限度額の補正ですが、繰り上げ償還によりまして借換債の元金の確定により償還額が変

更になったため、資本費平準化債の限度額を増額するものでございます。

97ページをお願いいたします。

歳出、2款1項1目23節ですが、借換債の償還元金確定による増額補正をお願いするものでございます。

2目23節ですが、償還元金確定によります償還利子の増額補正をお願いするものでございます。

次に、96ページ、歳入ですが、初めに7款1項1目3節の資本費平準化債は繰り上げ償還によります借換債元金の確定により償還額が変更になったため、資本費平準化債を増額するものでございます。

これによりまして、4款1項1目1節の一般会計からの繰入金の増額をお願いするものでございます。以上でございます。

議長（伊藤福章君） これで、議案第90号の説明が終わりました。

議案第91号の上程、説明

議長（伊藤福章君） 日程第15、議案第91号 平成20年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号を上程いたします。

議案を朗読いたします。事務局長。

（事務局長朗読）

議長（伊藤福章君） 提案理由並びに内容の説明を求めます。福祉保健課長。

福祉保健課長（辻 一志君） 後期高齢者医療特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。

105ページをお願いいたします。

3款1項2目保険基盤安定繰入金ですが、一般会計の3款1項4目医療給付費からの繰入金でございまして。

次のページ、106ページをお願いいたします。

1款1項1目の徴収費ですが、目内の予算の組み替えで口座振替用紙などを印刷するための印刷製本費を増額するものでございます。

また、2款1項1目の広域連合の納付金ですけれども、今年度保険基盤安定負担金の確定により補正するものでございます。以上です。

議長（伊藤福章君） これで、議案第91号の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（伊藤福章君） 以上で、本日予定されました日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

明日午前10時本会議を再開いたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時20分）